別表一㈠の記載要領第四号㈡中「「控除税額（((8)－(9))と㈱のうち少ない金額）　(10)」及び「差引所得に対する法人税額　(8)－(9)－(10)　(11)」」を「「控除税額（((8)－(9)－(10))と㈱のうち少ない金額）　(11)」及び「差引所得に対する法人税額　(8)－(9)－(10)－(11)　(12)」」に改め、同第六号中「「所得税額等の還付金額　(14)」」を「「所得税額等の還付金額　(15)」」に、「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(36)」の金額、「控除しきれなかつた金額　(38)－(39)　(40)」」を「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(37)」の金額、「控除しきれなかつた金額　(39)－(40)　(41)」」に改め、同第七号中「「欠損金の繰戻しによる還付請求税額　(16)」及び「還付金額　(21)」」を「「欠損金の繰戻しによる還付請求税額　(17)」及び「還付金額　(22)」」に改め、同第八号中「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(36)」」を「「所得税の額（別表六（一）「６の③」）　(37)」」に改める。

別表一の一一㈠の表を次のように改める。